

広島診療情報勉強会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島診療情報勉強会と称する。

(平成13年11月より、広島医事業務勉強会より名称変更)

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、当該地域医療機関の医事課員、診療情報管理士並びに診療情報管理に携わる者等が共に連携し、診療情報提供の環境作り及び会員の学術・実務的な向上を図り、医療・保健・福祉分野において貢献できる人材になれるよう研鑽することを目的とする。

第3条 本会は、平成27年4月1日より「日本診療情報管理学会」の認定団体として認定されており、診療情報管理士の技能・資質の向上を図るための生涯研修を行なうことを目的とする。

(活動・支援)

第4条 本会は前条の目的にしたがい、次のような活動・支援を行う。

1 定例会・分科会等の開催

(1) 定例会は、1回/2月開催する。

(2) 分科会は、診療情報管理士の業務関連を中心とした内容で、3回/年以上行う。

(3) 特別企画としてのセミナー等は、必要に応じて開催する。

(4) 会場は、会長若しくは副会長の所属施設および、会員施設、その他公共施設等を利用する。

(5) 定例会および分科会の企画は、診療情報管理系、医事系の企画委員が案を出し、役員会において年間計画を決定する。

2 技術的な活動

(1) 医療の質向上に資する診療録の作成を目標とした、診療録管理体制及び診療情報システムの構築、運用、評価、さらに、これらのデータ分析、解析及びその利用方法の指導や支援

(2) 実務上の疑義解釈等、会員からの質問への回答やアドバイス

(3) 業務に関する具体的な指導・アドバイス

(4) 患者・家族等への診療情報開示に関する、会員へのアドバイス

(5) 上記項目に関する資料等による、各種情報の提供

- 3 自己学習、研修の支援
 - (1) 資格取得後の自己研修、相互研修の場の提供
 - (2) 関連する諸学会、団体の研究会などとの連携の推進
 - (3) セミナーや各職種における研究会の開催
- 4 情報センターとしての活動
 - (1) 診療・介護報酬請求事務、診療情報管理士等の業務内容、勤務状況など、各地域の状況調査と把握
 - (2) 会員相互の交流
 - (3) 求人情報の紹介、その他の福利・厚生活動
- 5 対外的な活動
 - (1) 診療・介護報酬、診療情報管理に携わる者を代表する団体としての各種の対外的及び社会的な活動
 - (2) 診療情報管理士等の専門職としての地位確立と業務基盤の整備、確立、普及のためのアピール
 - (3) 診療・介護情報を中核とした情報及び医療・保健・福祉政策への対応等のアピール
- 6 機関誌の発行、専門誌への寄稿等
 - (1) 本会活動の会員への周知、関係者への広報
 - (2) 本会と会員ならびに会員相互間のコミュニケーションの場の提供

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次の者とする。

- 1 正会員 診療・介護報酬請求業務、診療情報管理業務あるいは医療経営等に携わる者、この分野に関心がある者
尚、正会員は団体会員と個人会員に分けられ、下記のように分類される
 - 1) 団体会員・・・医療機関単位で加入・代表者を1名登録し、団体会員の年会費を納める。
団体会員の登録者以外の参加者は、会員として認められ、勉強会毎に、参加費を納める。
 - 2) 個人会員・・・個人単位で加入・登録し、個人会員の年会費を納める。
 - 3) 団体会員・代表者、個人会員の内、顧問（医師及び看護師で診療情報管理士にあるもの等）からは、会費の徴収はしない
- 2 賛助会員 本会の活動に協賛・協力する個人・法人または団体
- 3 名誉役員・会員

会の活動に功績があったと認められる者について役員会

が推薦する役員・会員（名誉役員・会員）からは年会費を徴収しない)

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、所定の文書を事務局宛に提出し、承認を得る。

(退会)

第7条 退会は本人からの文書による申し出による。なお死亡または失踪、法人もしくは団体の解散の場合は退会したものとみなす。

次の各号に該当した者は、役員会の議決により退会を命ずることができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つけた者
- (2) 会費の納入を1カ年以上怠った者

(会費)

第8条 会員は本会に対し、別に定めるところにより、年会費を納めるものとする。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会計 2名
 - (4) 監査 2名
 - (5) 企画委員（診療情報管理系・医事系） 若干名
 - (6) 顧問 若干名
 - (7) 機関誌編集委員（診療情報管理系・医事系） 企画委員の中から若干名選出
- 2 役員の内任期は4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし再任を妨げない。

(会長)

第10条 会長は、本会を代表し、総会を主宰する。

- 2 会長は役員の中から、役員会が選任し、総会の承認を受けるものとする。
- 3 会長に事故ある場合は、副会長がその職務を代行する

(副会長)

第11条 副会長は、会長を補佐する。

- 2 副会長は役員の中から会長が指名し、役員会の承認を受けるものとする。

(役員)

第12条 役員は本会の運営、会員の認定及び必要事項について協議し、会務を遂行する。

- 2 役員は会員の中から会長、副会長が選任し、総会の承認を受けるものとする。

(監査)

第13条 監査は本会の経理及び事業を監査し、その結果を総会に報告する。

2 監査は会員の中から役員会が選任する。

第5章 会 議

(役員会)

第14条 会長は年1回以上役員会を召集する。

2 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第15条 会長は年1回総会を召集する。

2 総会では本規約に定めた事項の他、次の事項について役員会の報告を受ける。

(1) 予算・決議の承認

(2) その他役員会において必要と認めた事項

(規約の変更)

第16条 本規約は、役員会の議決を経て、総会の承認により変更することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第17条 本会に事務局をおく。

2 事務局は本会の会務の遂行に必要な事務をおこなう。

3 事務局は役員会の選任により、会員が委嘱する。

第7章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第8章 雑 則

(雑則)

第19条 本規約の施行について必要な細則は、役員会の議決により別に定める。

附 則

1. 本規約は平成9年 1月25日より施行する。
2. 本規約は平成13年11月1日に改訂施行する。
3. 本規約は平成25年4月1日に改訂施行する。
4. 本規約は平成26年8月1日に改訂施行する。
5. 本規約は平成27年4月1日に改訂施行する。

6. 本規約は平成 29 年 4 月 1 日に改訂施行する。

細 則

(年会費)

第 1 条 会員の会費は、次のとおりとする。

正会員

- | | |
|---------------|---------|
| 1) 団体会員①施設代表者 | 六千円／年 |
| ②代表者以外の会員 | 五百円／名／回 |
| 2) 個人会員 | 三千円／年 |
| 賛助会員 | 一万円／口 |
| 会員以外 | 一千円／名 |

第 2 条 特別企画やセミナーの参加費は、適宜検討し決定する。

(謝礼等)

第 3 条 講師の謝礼等は、職業・職種および会員等の講演時間、内容により設定する。
尚、午後にかかる場合は、昼食を提供する。

- 1 コンサルタント：2 時間以上 100,000 円～150,000 円（交通費・宿泊等含む）
ただし、諸事情を考慮し、上記金額に加算する場合もある。
- 2 医 師 : 1.5 時間以上 30,000 円
- 3 その他職種：1.5 時間以上 20,000 円
- 4 全 職 種：1 時間以上 1.5 時間未満 10,000 円
- 5 演習支援者等：参加者で演習支援者は、参加費を無料とする。
- 6 受付係り等：3 時間以上の受付業務等を外部委託する場合は、以下のとおりとする。
 - ① 一 般：10,000 円／人
 - ② 学 生：2,000 円／人
 - ③ 会 員：なし
- 7 役 員：定例および臨時役員会の費用は、3,000 円／人を徴収し、残金（上限 1,500 円）は会が負担する。